

## 大雪による被災者の方へのお知らせ

令和8年1月21日からの大雪による災害により、組合員又は被扶養者が、マイナ保険証又は資格確認書等を紛失又は家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できないなどの場合の取扱いについて、特例措置が講じられています。

### ◆保険医療機関等での受診について

窓口において以下のことを申し出ることで、マイナ保険証や資格確認書を提示できない場合でも保険診療を受けることができます。

- ① 受診される方の氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 組合員の勤務先

※詳しくは、受診する保険医療機関等でご確認ください。